

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 25 年 1 月 28 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当:
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 25 年度税制改正 【延滞税の見直し】

延滞税等・延滞金等の見直し (平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税等・延滞金等について適用)

延滞税等について、当分の間の措置として、次の措置を講ずる。

- (1) 延滞税の割合は、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる延滞税の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

年 **14.6%** の割合の延滞税 特例基準割合 + 年 7.3%
 年 **7.3%** の割合の延滞税 特例基準割合 + 年 1% (年 7.3%が限度)

また、納税の猶予等の適用を受けた場合(延滞税の全額が免除される場合を除く。)の延滞税については、当該納税の猶予等をした期間に対応する延滞税の額のうち、当該延滞税の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞税の額を超える部分の金額を免除。

(注)「特例基準割合」とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1% の割合を加算した割合をいう。

- (2) 利子税の割合は、各年の特例基準割合(相続税及び贈与税の延納に係る利子税については、各分納期間の開始の日の属する年の特例基準割合)が年 7.3%に満たない場合には、その年中(相続税及び贈与税の延納に係る利子税については、各分納期間)においては、次に掲げる利子税の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

に掲げる利子税以外の利子税 当該特例基準割合
 相続税及び贈与税に係る利子税(その割合が年 7.3%のものを除く。)

これらの利子税の割合に、当該特例基準割合が年 7.3%に占める割合を乗じて得た割合

- (3) 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

	内 容	本 則	現行の特例 (公定歩合+4%)
延 滞 税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	
2ヶ月以内等	納期限後2ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い税率	7.3%	4.3%
納税の猶予等	事業廃止等による納税の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減 〔災害・病気等の場合には、全額免除〕	2分の1免除 (7.3%)	4.3%
利 子 税 (主なもの)	所得税法・相続税法の規定による延納等、一定の手続を踏んだ納税者に課されるもの	7.3%	4.3%
還付加算金	国から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	4.3%

特例の見直し案 (14.6%については、特例の創設)	【参考】 貸出約定平均金利の年平均が1%の場合
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 7.3% (早期納付を促す)	9.3%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 1% (早期納付を促す)	3.0%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2.0%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% (注)相続税・贈与税の7.3%以外の利子税については、次の計算式で算定 利子税の割合(本則) × $\frac{\text{特例基準割合}}{7.3\%}$	2.0%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2.0%

(注) 地方税である延滞金等についても同様の取り扱い。